

# 山梨県公報

第二千三百六十八号

平成二十五年

十一月十四日

木曜日

## 目次

### 告示

○換地計画の適当決定……………七二七  
○道路区域の変更……………七二七

### 公告

○山梨東部地域森林計画の案の縦覧……………七二七  
○富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧……………七二八  
○指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………七二八  
○県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………七三二  
○換地処分の実施……………七三二  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七三二  
公安委員会  
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………七三一

## 告示

### 山梨県告示第三百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二の二第一項の規定により、山谷土地改良事業共同施行施行委員長大月市長石井由己雄から認可申請のあった山谷地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。  
平成二十五年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

### 縦覧書類

換地計画書の写し

### 縦覧期間

平成二十五年十一月十五日から同年十二月十二日まで

### 縦覧場所

大月市役所

### 異議申出期間

平成二十五年十二月十三日から同年十二月二十七日まで

### 山梨県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年十二月五日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十五年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 茅野北杜葎崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市長坂町長坂下条字相吉一三〇六番の 一 地先から 北杜市長坂町長坂下条字相吉一三〇六番の 一 地先まで	一〇・四	一〇・四	(メートル)	二・七
	一五・二	一〇・四		
				二・七

## 公告

### 山梨東部地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により山梨東部地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県富士・東部林務環境事務所において、平成二十五年十一月十五日から同年十二月九日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。  
平成二十五年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

● 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により富士川上流地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県中北林務環境事務所及び峡東林務環境事務所において、平成二十五年十一月十五日から同年十二月九日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十五年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市初狩町中初狩字大柏二七五三、二七五四、二七六三の二	小林信夫、山本正雄
大月市初狩町中初狩字唐沢九五九の一五、字大柏二七六三の一	小林吉造、小林甚八
大月市初狩町中初狩字大柏二七九四	小林吉造
大月市初狩町中初狩字大柏二七八八、二八〇一	小林喜作
大月市大月町大月字田辺一五六四	志村義勇
大月市賑岡町強瀬字山下一七四三から一七四五まで	井田久一郎

大月市笹子町吉久保字船橋一三三の二二	天野和幸
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の二三	天野美貞
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の一四	平井仁
大月市笹子町黒野田字向一六七四（次の図に示す部分に限る。）	平井半
大月市笹子町黒野田字向一六七六の二	平井求
大月市笹子町黒野田字向一六八三の一	天野善利
大月市笹子町黒野田字大懇場一八八九	天野一郎
大月市笹子町白野字大鹿一七五三	三枝怜
大月市七保町浅川字沢王戸一九七一の内一、一九七一の内六、一九七一の内七、一九七一の内一、一九七一の内二、一九七一の内二五から一九七一の内三二まで、一九七一の三九	御嶽神社
大月市七保町浅川字沢王戸一九七一の内三三、一九七一の内四六、一九七一の五一	落合幸夫
大月市七保町浅川字沢王戸一九七一の内三八	落合信次
大月市七保町浅川字沢王戸一九七一の内四一	鈴木康文
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八八七	佐藤俊幸
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八八八、三八八九、三八九九	関貫孟
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七五、三八七六の一	佐藤弘幸



条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市猿橋町朝日小沢字三ッ沢一二八五、一二八六	白川一行
大月市七保町瀬戸字宮原九三六	百瀬照明
大月市七保町瀬戸字宮原九三七の内一	池谷金作
大月市賑岡町奥山字すがのま一五九	株式会社富士森林スポーツ、 シー・キューコーポレーション株式会社、日本モーゲージ株式会社、野村ファイナンス株式会社
大月市梁川町綱ノ上字桑田七五四	上條あつみ

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大月市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年十月十七日山梨県告示第百三十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十四日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市賑岡町奥山字すがのま一二四	幡野浩久、幡野光江
大月市七保町瀬戸字麓山一二三二、一二三三、一二二九六の乙、一二九六の内二	大石一夫
大月市七保町浅川字戸王坂一六八七	奥秋正美
大月市賑岡町強瀬字山下一七三九の乙	矢頭清市
大月市富浜町鳥沢字真白沢八五一九、八五一九の内一	藤本利男
大月市梁川町綱ノ上字彦田六九八の二	平野りよ

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大月市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び  
大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の予定の告示

平成二十五年十月十七日山梨県告示第三百三十六号

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用す  
る同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあた  
り、県営土地改良事業（北杜市白州町大武川地区農地環境整備事業）の変更後の土地改  
良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十五年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の概要

二 縦覧期間

平成二十五年十一月十五日から同年十二月十二日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事  
務所長あて書面で提出して下さい。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区上竹森工区）の換地処分を平成二十五年十一月七日  
実施した。

平成二十五年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為  
に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十五年十一月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市山之神字上手新田三三四の一、三三四の二及び三三四の三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に  
備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中央市山之神八百五十七番 保坂 明彦

### 公安委員会

山梨県公安委員会告示第百三十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委  
員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された  
日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安  
委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十五年十一月十四日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

別表第一中

一九	甲府市丸の内二丁目二九番六号 先（県道甲府敷島葦崎線と県道 中下条甲府線と市道橋百石線と の交差点）	平和歩道橋	五四・一二・一九 告示 第五一号
を			

一九	甲府市丸の内二丁目二九番六号先（県道甲府敷島葦崎線と県道中下条甲府線と市道橋百石線との丁字路交差点）	防災新館前	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
三〇一	甲府市北口二丁目一五番四号先（主要地方道甲府山梨線と市道との丁字路交差点）	県立図書館北交差点	平成二四年一〇月二一日 告示第一〇六号
三〇二	甲府市北口二丁目一五番四号先（主要地方道甲府山梨線と市道との丁字路交差点）	県立図書館北交差点	平成二四年一〇月二一日 告示第一〇六号
三〇二	甲府市宝一丁目二番二九号先（相川一之橋東詰丁字路交差点）	宝一丁目西	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
三八〇	中巨摩郡昭和町河東中島一、五八二番地一先（押原駐在所北側丁字路交差点）	押原駐在所北	平成二四年二月二日 告示第一〇号
三八〇	中巨摩郡昭和町河東中島一、五八二番地一先（押原駐在所北側丁字路交差点）	押原駐在所北	平成二四年二月二日 告示第一〇号
三八一	中巨摩郡昭和町河東中島一、五八番地一先（町道同士の丁字路交差点）	山伏西	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号

一七七	南アルプス市戸田一一番地二先（県道一軒茶屋荊沢線と市道との丁字路交差点）	戸田・田島東橋	平成二四年一〇月二一日 告示第一〇六号
一七七	南アルプス市戸田一一番地二先（県道一軒茶屋荊沢線と市道との丁字路交差点）	戸田・田島東橋	平成二四年一〇月二一日 告示第一〇六号
一七八	南アルプス市飯野四、〇八八番地先（市道同士の丁字路交差点）	企業局西	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
一七九	南アルプス市桃園三二八番地三先（市道同士の丁字路交差点）	巨摩共立病院西	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
一一一	斐崎市穂坂町三ツ澤一、七三四番地一先（茅ヶ岳広域農道と茅ヶ岳東部広域農道との丁字路交差点）	三ツ澤	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一一	斐崎市穂坂町三ツ澤一、七三四番地一先（茅ヶ岳広域農道と茅ヶ岳東部広域農道との丁字路交差点）	三ツ澤	平成二四年二月二日 告示第一〇号
一一二	斐崎市水神一丁目二番二九号先	斐崎市役所北	平成二五年一月一四日
三八二	甲府市里吉二丁目三番二〇号先（市道同士の丁字路交差点）	里吉団地西	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号

	(主要地方道茅野小淵沢葦崎線と県道武田八幡神社線との丁字路交差点)		告示第一三〇号
--	-----------------------------------	--	---------

九八	甲州市勝沼町菱山一、〇〇三番地先(東山東部広域農道と市道との十字路交差点)	菱山小学校前	平成二四年一〇月一日 告示第一〇六号
----	---------------------------------------	--------	-----------------------

九八	甲州市勝沼町菱山一、〇〇三番地先(東山東部広域農道と市道との十字路交差点)	菱山小学校前	平成二四年一〇月一日 告示第一〇六号
九九	甲州市塩山下粟生野一、五七〇番地二先(県道塩山停車場大菩薩嶺線と東山東部広域農道との十字路交差点)	下粟生野	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号

三六	都留市法能一、一三一番地の二先(国道一三九号と市道との丁字路交差点)	谷村第二小学校入口	平七・二・二〇 告示第九号
----	------------------------------------	-----------	------------------

三六	削除		平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
----	----	--	-----------------------

三九	大月市賑岡町強瀬一、二一四番地先(市道同士が交差する十字路交差点)	百蔵橋南	平成二四年一〇月一日 告示第一〇六号
----	-----------------------------------	------	-----------------------

三九	大月市賑岡町強瀬一、二一四番地先(市道同士が交差する十字路交差点)	百蔵橋南	平成二四年一〇月一日 告示第一〇六号
四〇	都留市法能九九番地先(国道一三九号と市道との丁字路交差点)	谷村第二小学校前	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号

五九一	県道万力小屋敷線 甲州市塩山上於曾三九二番地二先(青橋交差点北西角左折導流部入口から出口まで)(一五メートル)	車両 車両進行北から東へ終日	日下部 平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	--	-------------------	-----------------------------

五九一	県道万力小屋敷線 甲州市塩山上於曾三九二番地二先(青橋交差点北西角左折導流部入口から出口まで)(一五メートル)	車両 車両進行北から東へ終日	日下部 平成二五年四月一八日 告示第四八号
五九二	市道 甲州市塩山下粟生野一、五五二番地先(下粟生野交差点)から甲州市塩山下粟生野一、五四九番地先(市道同士の丁字路交差点)まで(五五メートル)	車両(軽車両を除く) 車両進行南から北へ終日	日下部 平成二五年一月一四日 告示第一三〇号

に改める。  
別表第五中

五九二	市道 甲州市塩山下粟生野一、五五二番地先(下粟生野交差点)から甲州市塩山下粟生野一、五四九番地先(市道同士の丁字路交差点)まで(五五メートル)	車両(軽車両を除く) 車両進行南から北へ終日	日下部 平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
-----	--	---------------------------	------------------------------

二二一	町道青柳横通り線	南巨摩郡増穂町青柳町一、一二五番地一先(小僧寿し増穂店南側)	西進する車両	七時から九時	鰍沢	平成一六年三月四日 告示第一四号
				まで及び一七時から一九時まで		

二二一	削除				鰍沢	平成二五年一月一日 告示第一三〇号
-----	----	--	--	--	----	----------------------

に改める。  
別表第十中

六八一	県道茅野小淵沢葦崎線	葦崎市水神一丁目二番二八号先(中澤浩之方北側)			二 葦崎	平成一六年四月八日 告示第二二号
-----	------------	-------------------------	--	--	------	---------------------

六八一	主要地方道茅野小淵沢葦崎線 県道武田八幡神社線	葦崎市水神一丁目二番二八号先(葦崎市役所北交差点)			三 葦崎	平成二五年一月一日 告示第一三〇号
-----	-------------------------	---------------------------	--	--	------	----------------------

一、八七〇	町道玉	北巨摩郡高根町村山北割一、八			一 長坂	五一・九・二七
-------	-----	----------------	--	--	------	---------

	一号線	六〇番地先(堤入口バス停北側)				三三号
--	-----	-----------------	--	--	--	-----

一、八七〇	市道北割玉山線	北杜市高根町村山北割一、四三四番地先(新井上団地東側丁字路交差点)			一 北杜	平成二五年一月一日 告示第一三〇号
-------	---------	-----------------------------------	--	--	------	----------------------

四、四六四	市道下於曾三三三号線	塩山市下於曾一、三三八番地先(市民病院入口交差点)			三 塩山	平成一三年八月九日 告示第三二号
-------	------------	---------------------------	--	--	------	---------------------

四、四六四	市道下於曾三三三号線	甲州市塩山下於曾一、三一七番地三先(市民病院入口交差点)			四 日下部	平成二五年一月一日 告示第一三〇号
-------	------------	------------------------------	--	--	-------	----------------------

三、八七七	国道一三九号(都留バイパス)	都留市法能一、一三一番地の二先(谷村第二小学校正門東側)			一 都留	平五・八・一二 告示第三五号
-------	----------------	------------------------------	--	--	------	-------------------

三、八七七	削除				大月	平成二五年一月一日 告示第一三〇号
-------	----	--	--	--	----	----------------------

--	--	--	--	--	--	--



五、四三四	市道	富士吉田市緑ヶ丘二丁目二番六号先（八守稲荷神社北側丁字路交差点）	二	富士吉田	平成二五年一〇月二四日	告示第一二二二号
-------	----	----------------------------------	---	------	-------------	----------

を

五、四三四	市道	富士吉田市緑ヶ丘一丁目二番六号先（八守稲荷神社北側丁字路交差点）	二	富士吉田	平成二五年一〇月二四日	告示第一二二二号
五、四三五	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、五一八番地一先（山伏西交差点）	四	南甲府	平成二五年一〇月一四日	告示第一三〇号
五、四三六	市道	南アルプス市飯野四、〇八八番地先（企業局西交差点）	二	南アルプス	平成二五年一〇月一四日	告示第一三〇号
五、四三七	市道	南アルプス市桃園三二八番地三先（巨摩共立病院西交差点）	二	南アルプス	平成二五年一〇月一四日	告示第一三〇号
五、四三八	市道	甲州市塩山下於曾八七一番地一先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点）	一	甲州	平成二五年一〇月一四日	告示第一三〇号

に改める。

別表第十四中

一、五五八	市道 下於曾四 一号線	塩山市下塩後五三番地の一先（下塩後交差点）から塩山市下於曾一、三三八番地先（塩山市民病院入口交差点）までの両側	七四〇	車両（原付・けん引①②③を除く）	五〇	塩山	平成二五年一〇年七月八日	告示第三四号
-------	-------------------	---	-----	------------------	----	----	--------------	--------

を

一、五五八	市道	甲州市塩山下於曾一、三三五番地先（市民病院入口交差点）から甲州市塩山下於曾八七一番地一先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点）までの両側	一、〇五〇	車両（原付・けん引①②③を除く）	五〇	甲州	平成二五年一〇月一四日	告示第一三〇号
-------	----	--	-------	------------------	----	----	-------------	---------

に改める。

別表第十六中

五六八	県道 武田八幡神社線	韮崎市水神二丁目七番一号先（白倉啓勝方南側）	五九・一・一九二	韮崎	平成二五年一〇月一四日	告示第一三〇号
-----	---------------	------------------------	----------	----	-------------	---------

を

五六八	削除	韮崎	平成二五年一〇月一四日	告示第一三〇号
-----	----	----	-------------	---------

に

五、九二四	町道	中巨摩郡白根町飯野四、〇九一番地の二先（名取牛三郎所有畑東側）	小笠原	五八・一〇・六五四
-------	----	---------------------------------	-----	-----------

を

五、九二四	削除	南アルプス	平成二五年一〇月一四日	告示第一三〇号
-------	----	-------	-------------	---------

<p>に、</p> <table border="1"> <tr><td>五、九二五</td></tr> <tr><td>町道</td></tr> <tr><td>中巨摩郡白根町飯野三、二六四番地先（名取知章所有畑西側）</td></tr> <tr><td>小笠原</td></tr> <tr><td>五八・一〇・六五四号</td></tr> </table>	五、九二五	町道	中巨摩郡白根町飯野三、二六四番地先（名取知章所有畑西側）	小笠原	五八・一〇・六五四号	<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>五、九二五</td></tr> <tr><td>削除</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>南アル プス</td></tr> <tr><td>平成二五年一月四日 告示第一三〇号</td></tr> </table>	五、九二五	削除		南アル プス	平成二五年一月四日 告示第一三〇号	<p>に、</p> <table border="1"> <tr><td>五、九一六</td></tr> <tr><td>町道</td></tr> <tr><td>中巨摩郡白根町飯野四、〇九二番地先（名取牛三郎所有畑東側）</td></tr> <tr><td>小笠原</td></tr> <tr><td>五八・一〇・六五四号</td></tr> </table>	五、九一六	町道	中巨摩郡白根町飯野四、〇九二番地先（名取牛三郎所有畑東側）	小笠原	五八・一〇・六五四号	<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>五、九一六</td></tr> <tr><td>削除</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>南アル プス</td></tr> <tr><td>平成二五年一月四日 告示第一三〇号</td></tr> </table>	五、九一六	削除		南アル プス	平成二五年一月四日 告示第一三〇号	<p>に、</p> <table border="1"> <tr><td>五、九二七</td></tr> <tr><td>市道</td></tr> <tr><td>南アルプス市飯野四、〇九〇番地先（南アルプス市企業局西側十字路交差点・北進車両）</td></tr> <tr><td>南アル プス</td></tr> <tr><td>平成二五年二月四日 告示第一三〇号</td></tr> </table>	五、九二七	市道	南アルプス市飯野四、〇九〇番地先（南アルプス市企業局西側十字路交差点・北進車両）	南アル プス	平成二五年二月四日 告示第一三〇号	<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>五、九二七</td></tr> <tr><td>削除</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>南アル プス</td></tr> <tr><td>平成二五年一月四日 告示第一三〇号</td></tr> </table>	五、九二七	削除		南アル プス	平成二五年一月四日 告示第一三〇号	<p>に、</p>
五、九二五																																				
町道																																				
中巨摩郡白根町飯野三、二六四番地先（名取知章所有畑西側）																																				
小笠原																																				
五八・一〇・六五四号																																				
五、九二五																																				
削除																																				
南アル プス																																				
平成二五年一月四日 告示第一三〇号																																				
五、九一六																																				
町道																																				
中巨摩郡白根町飯野四、〇九二番地先（名取牛三郎所有畑東側）																																				
小笠原																																				
五八・一〇・六五四号																																				
五、九一六																																				
削除																																				
南アル プス																																				
平成二五年一月四日 告示第一三〇号																																				
五、九二七																																				
市道																																				
南アルプス市飯野四、〇九〇番地先（南アルプス市企業局西側十字路交差点・北進車両）																																				
南アル プス																																				
平成二五年二月四日 告示第一三〇号																																				
五、九二七																																				
削除																																				
南アル プス																																				
平成二五年一月四日 告示第一三〇号																																				

<p>に、</p> <table border="1"> <tr><td>七、三三三</td></tr> <tr><td>国道 一三九号線（都留市法能九八三番地の二先（都留市ナオミ商店前導流部交差点・市道から国道一三九号線への流入部））</td></tr> <tr><td>都留市法能九八三番地の二先（都留市ナオミ商店前導流部交差点・市道から国道一三九号線への流入部）</td></tr> <tr><td>都留市</td></tr> <tr><td>六二・二二・二八四号</td></tr> </table>	七、三三三	国道 一三九号線（都留市法能九八三番地の二先（都留市ナオミ商店前導流部交差点・市道から国道一三九号線への流入部））	都留市法能九八三番地の二先（都留市ナオミ商店前導流部交差点・市道から国道一三九号線への流入部）	都留市	六二・二二・二八四号	<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>七、三三三</td></tr> <tr><td>削除</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>大月</td></tr> <tr><td>平成二五年一月四日 告示第一三〇号</td></tr> </table>	七、三三三	削除		大月	平成二五年一月四日 告示第一三〇号	<p>に、</p> <table border="1"> <tr><td>八、九九四</td></tr> <tr><td>町道支線 線道路 第二号</td></tr> <tr><td>中巨摩郡檜形町桃園四二七番地の二先（町道檜形九号線との丁字路交差点北側・北進車両）</td></tr> <tr><td>小笠原</td></tr> <tr><td>平八・一〇・七四四号</td></tr> </table>	八、九九四	町道支線 線道路 第二号	中巨摩郡檜形町桃園四二七番地の二先（町道檜形九号線との丁字路交差点北側・北進車両）	小笠原	平八・一〇・七四四号	<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>八、九九四</td></tr> <tr><td>削除</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>南アル プス</td></tr> <tr><td>平成二五年一月四日 告示第一三〇号</td></tr> </table>	八、九九四	削除		南アル プス	平成二五年一月四日 告示第一三〇号	<p>に、</p> <table border="1"> <tr><td>一一、二八一</td></tr> <tr><td>市道</td></tr> <tr><td>甲州市塩山下粟生野一、五六八番地先（十字路交差点・北進車両）</td></tr> <tr><td>日下部</td></tr> <tr><td>平成二〇年五月二十九日 告示第六八号</td></tr> </table>	一一、二八一	市道	甲州市塩山下粟生野一、五六八番地先（十字路交差点・北進車両）	日下部	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号	<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>一一、二八一</td></tr> <tr><td>削除</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>日下部</td></tr> <tr><td>平成二五年一月四日 告示第一三〇号</td></tr> </table>	一一、二八一	削除		日下部	平成二五年一月四日 告示第一三〇号	<p>に、</p>
七、三三三																																				
国道 一三九号線（都留市法能九八三番地の二先（都留市ナオミ商店前導流部交差点・市道から国道一三九号線への流入部））																																				
都留市法能九八三番地の二先（都留市ナオミ商店前導流部交差点・市道から国道一三九号線への流入部）																																				
都留市																																				
六二・二二・二八四号																																				
七、三三三																																				
削除																																				
大月																																				
平成二五年一月四日 告示第一三〇号																																				
八、九九四																																				
町道支線 線道路 第二号																																				
中巨摩郡檜形町桃園四二七番地の二先（町道檜形九号線との丁字路交差点北側・北進車両）																																				
小笠原																																				
平八・一〇・七四四号																																				
八、九九四																																				
削除																																				
南アル プス																																				
平成二五年一月四日 告示第一三〇号																																				
一一、二八一																																				
市道																																				
甲州市塩山下粟生野一、五六八番地先（十字路交差点・北進車両）																																				
日下部																																				
平成二〇年五月二十九日 告示第六八号																																				
一一、二八一																																				
削除																																				
日下部																																				
平成二五年一月四日 告示第一三〇号																																				

一一、二八二	市道	甲州市塩山下粟生野一、五五二番地先（十字路交差点・南進車両）	日下部	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
--------	----	--------------------------------	-----	-----------------------

一一、二八二	削除		日下部	平成二五年一月一日 告示第一三〇号
--------	----	--	-----	----------------------

一一、五七三	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、五一八番地一先（十字路交差点・南進車両）	南甲府	平成二三年三月一日 告示第二九号
--------	----	-----------------------------------	-----	---------------------

一一、五七三	削除		南甲府	平成二五年一月一日 告示第一三〇号
--------	----	--	-----	----------------------

一一、五七四	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、五三八番地一先（十字路交差点・北進車両）	南甲府	平成二三年三月一日 告示第二九号
--------	----	-----------------------------------	-----	---------------------

一一、五七四	削除		南甲府	平成二五年一月一日 告示第一三〇号
--------	----	--	-----	----------------------

一一、六六六	市道	南アルプス市飯野三、七五九番地五先（巨摩共立病院西側十字路交差点・南進車両）	南アルプス	平成二五年二月四日 告示第一三三号
--------	----	--	-------	----------------------

一一、六六六	削除		南アルプス	平成二五年一月一日 告示第一三〇号
--------	----	--	-------	----------------------

一一、七二三	市道	上野原市上野原六九三番地二先（主要地方道四日市場上野原線と市道との六差路交差点・西進車両）	上野原	平成二五年一月二四日 告示第一二二二号
--------	----	---	-----	------------------------

一一、七二三	市道	上野原市上野原六九三番地二先（主要地方道四日市場上野原線と市道との六差路交差点・西進車両）	上野原	平成二五年一月二四日 告示第一二二二号
--------	----	---	-----	------------------------

一一、七二三	市道	甲州市塩山下於曾八七一番地一先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点・東進車両）	日下部	平成二五年一月一日 告示第一三〇号
--------	----	---	-----	----------------------

一一、二八七	市道下 於曾四 一号線	塩山市下塩後五 三三番地の先 （下塩後交差点 ）から塩山市下	七四〇	車両 終日	塩山 平成一四 年七月八 日 告示
--------	-------------------	---	-----	----------	-------------------------------

に改める。  
別表第十七中

於曾一、三三八番地先（塩山市民病院入口交差点）までの両側

を

一、二八七	市道	甲州市塩山下於曾一、三二五番地先（市民病院入口交差点）から甲州市塩山下於曾八七一番地一先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点）までの両側	一、〇五〇	車両	終日	日下部	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
-------	----	--	-------	----	----	-----	-----------------------

に改める。